平成２３年（フ）第２４８８号
愛知県知多郡武豊町字豊成３丁目５番地　フレンド21―307号
債務者　渡辺　修和
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　将人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４２号
埼玉県川越市大字笠幡4478番地５
債務者　荒木　敏幸
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長　　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２５号
石川県白山市鶴来知守町卯８番地12
債務者　蔦　佐知子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越島　久弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３４号
大阪府松原市西野々１丁目10番２―212号
債務者　檜森　利生
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　邦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０５号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目21番25―103号
債務者　中村　千里
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　邦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
北海道苫小牧市美園町４丁目21番14号
債務者　住吉　謙二
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１８８８号
さいたま市岩槻区西町５丁目６番14号
債務者　岡野　正男
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８９号
さいたま市岩槻区西町５丁目６番14号
債務者　岡野　節子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９３号
埼玉県上尾市泉台１丁目19番地３
債務者　サン・オートセンターこと　長屋　清之
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　良介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
北海道美唄市西４条北７丁目３番12号
債務者　青木　幸作
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第９２号
愛知県豊橋市牟呂町字松崎４番地　サンシティ千代田Ｂ―603、住民票上の住所愛知県豊橋市小浜町107番地の６
債務者　大林　彦志
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立陽一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１１１号
富山市草島17番地
債務者　髙島　康二
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　　嵩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６２号
埼玉県熊谷市戸出559番地
債務者　小林　新一
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下三佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１６３号
埼玉県熊谷市戸出559番地
債務者　小林　佳子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下三佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２５７７号
札幌市北区麻生町１丁目３番22号　ＡＲＳＡｚａｂｕｔｗｏ203号
債務者　藤井　　圭
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２３号
札幌市北区北25条西13丁目２番１―506号
債務者　松浦　宏紀
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４５号
札幌市東区中沼西５条２丁目５番15号
債務者　藤本　尊司
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部